「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」（案）に関する意見募集の結果について

令和８年９月 15 日
内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

１．実施方法
（１）募集期間：令和８年７月 21 日（火）午前０時から
同年８月 25 日（火）午前０時まで
（２）提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送又は電子メールにて

２．実施結果
（１）寄せられた御意見の数：27
（２）寄せられた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり
※寄せられた御意見は整理又は要約しています。提出意見そのものにつきましては、下記お問合せ先までご連絡ください。

３．お問合せ先
内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）付
「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」（案）担当
TEL：03-5253-2111